

# 「感染症を考える月間」について

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課

令和6年9月3日(火)

# 「感染症を考える月間」について

## 感染症を 考える月間 11月

感染症対策を効果的に行うためには、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、関係者や県民の方が適切に判断・行動できるよう、気運を醸成していくことが重要です。

2019年12月初旬に第1例目が報告された新型コロナウイルス感染症の教訓を風化させず、また季節性インフルエンザ等の冬の感染症予防につながるよう、令和6年度から初冬の11月を「感染症を考える月間」として位置づけ、関係者・関係機関との研修や訓練、県民の方が参加できるイベント等の様々な取組を実施し、感染症対策への意識と知識を高める一つの契機とします。

イベント名称	実施日時	概要
防災カフェ 「災害発生時における 感染対策について」	13日（水） 18:30～	<b>県民参加可能イベント（誰でも参加可能）</b> 石川県で発生した「令和6年能登半島地震」を事例として、自然災害発生時の感染症対策について、振り返ります。
感染症対策総合訓練	実働訓練 21日（木） 13:00～  本部運営 訓練 27日	<b>県では初めての「感染症をテーマとした総合訓練」</b> 対策本部の設置運営やDMAT派遣調整、感染症患者の入院勧告・医療機関との連携・患者移送・積極的疫学調査・検体搬送等の感染症有事を想定した訓練を総合的に実施します。
リスクコミュニケーション シンポジウム	29日（金） 14:00～	<b>自治体レベルでは、全国的に先駆けて実施 保健・医療・福祉関係者その他参加希望の県民の方</b> 新興感染症の発生等の公衆衛生の緊急事態に求められるリスク・コミュニケーションについて、考える機会を提供します。

その他、テレビ番組により「感染症を考える月間」の紹介やIHEAT研修、高齢者施設のBCP策定研修も予定

# 感染症対策総合訓練について(実施目的・位置付け等)

「感染症対策総合訓練」は、新興感染症発生等の感染症危機が発生したと想定して、行政だけでなく、医療機関や消防その他関係機関と共同で実施し、関係機関の連携や協力体制を構築する目的で実施する。行政は、保健所や衛生科学センターだけでなく、感染症危機管理部局に限らない全庁的な訓練を実施する。

「感染症対策総合訓練」は、毎年度、継続的に実施することを県の行動計画で位置付け、訓練で得られた成果を、県の行動計画や予防計画に反映させることで、新興感染症発生時等の感染症危機発生時の危機管理能力の維持および向上を図っていく。

**(感染症対策総合訓練は、総合防災訓練と同様に、7保健医療圏域で順番に実施予定)**

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (訓練)

第12条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

## 災害対策基本法 (防災訓練義務)

第48条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

(参考)感染対策向上加算 要件抜粋(カンファレンス部分抜粋)

医療機関間・行政等との連携:保健所、地域の医師会と連携し、加算2又は3の医療機関と合同で、年4回以上カンファレンスを実施(このうち1回は新興感染症等の発生を想定した訓練を実施すること)

# 令和6年度感染症対策総合訓練について(全体概要)

## 実施目的

感染症危機発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練（政府対策本部設置直後に県内発生を想定した初動対応訓練）を実施する。また、当訓練の実施により得られた成果を、今年度改定予定の新型インフルエンザ等対策行動計画に反映させる。

## 実施日

1stSTAGE・2ndSTAGE  
（対策本部設置運営訓練等）  
令和6年11月27日（水）PM  
3rdSTAGE（実働訓練）  
令和6年11月21日（木）PM

## 参加者

- ・市立大津市民病院職員
- ・大津市医師会
- ・大津市薬剤師会
- ・大津市消防局
- ・大津市保健所職員
- ・県警本部警察官
- ・県職員
- ・対策本部構成所属
- ・防災危機管理局員
- ・健康危機管理課員
- ・東近江保健所職員
- ・衛生科学センター職員

## シナリオ & 訓練内容

時期	シナリオ	訓練内容
1stSTAGE	国内で新型インフルエンザ等感染症が発生 政府対策本部設置済 国・都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部設置（記者会見）</li> <li>・保健医療福祉調整本部設置</li> <li>・コールセンター設置</li> <li>・感染症対策連携協議会招集・準備</li> <li>・関係機関連絡訓練</li> </ul>
2ndSTAGE （2日後）	近隣府県で新型インフルエンザ等患者が大量発生（アウトブレイク）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法・感染症法協定DMAT出動要請</li> <li>・接触者情報入手 疫学調査</li> </ul>
3rdSTAGE （3日後）	県内で新型インフルエンザ等感染症が発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院・移送調整本部（CC）設置</li> <li>・第1種・第2種感染症指定医療機関への要請</li> <li>・民間救急要請・契約準備</li> <li>・発生動向調査公表（病原体情報&amp;患者情報）</li> </ul>
	（保健所設置市内で1例目と想定される事例が発生）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所BCP発動 有事体制移行</li> <li>・入院勧告 疫学調査 患者移送</li> <li>・感染症診査協議会準備</li> </ul>
	（上記の直後に県設置保健所管内で2例目と想定される事例が発生）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種感染症指定医療機関へ入院勧告（ ）</li> <li>・保健所設置市との連携</li> </ul>

同じ

# 令和6年度感染症対策総合訓練（対策本部設置運営訓練等）

## 1stSTAGE・・・11/27 (対策本部設置運営等訓練)

### 前提条件等

- ・鳥インフルエンザ（HXNX） 哺乳類へ感染確認
- ・各国で哺乳類 ヒト感染が報告され、ヒト-ヒト感染が懸念
- ・X国から帰国した日本人1人が新型インフルエンザの疑い
- ・空港検疫にて新型インフルエンザ（HXNX）感染の疑いでPCR検査を実施、HX陽性となり、検疫法に基づき隔離
- ・検体を国立感染症研究所へ移送し、感染研で確定診断のため検査を実施 HXNX陽性確定・厚生労働省に報告
- ・厚生労働大臣新型インフルエンザの発生公表
- ・内閣総理大臣報告
- ・政府はWHOに国際保健規則に基づき通報
- ・政府対策本部設置済、国・都道府県緊急会議終了後

### 訓練の前提

新型インフルエンザ等に指定  
内閣総理大臣に報告

政府対策本部設置（記者会見）  
国・都道府県緊急会議



### 訓練イメージ

県対策本部運営  
(記者会見)



保健医療福祉  
調整本部設置



コールセンター  
設置



感染症対策  
連携協議会招集

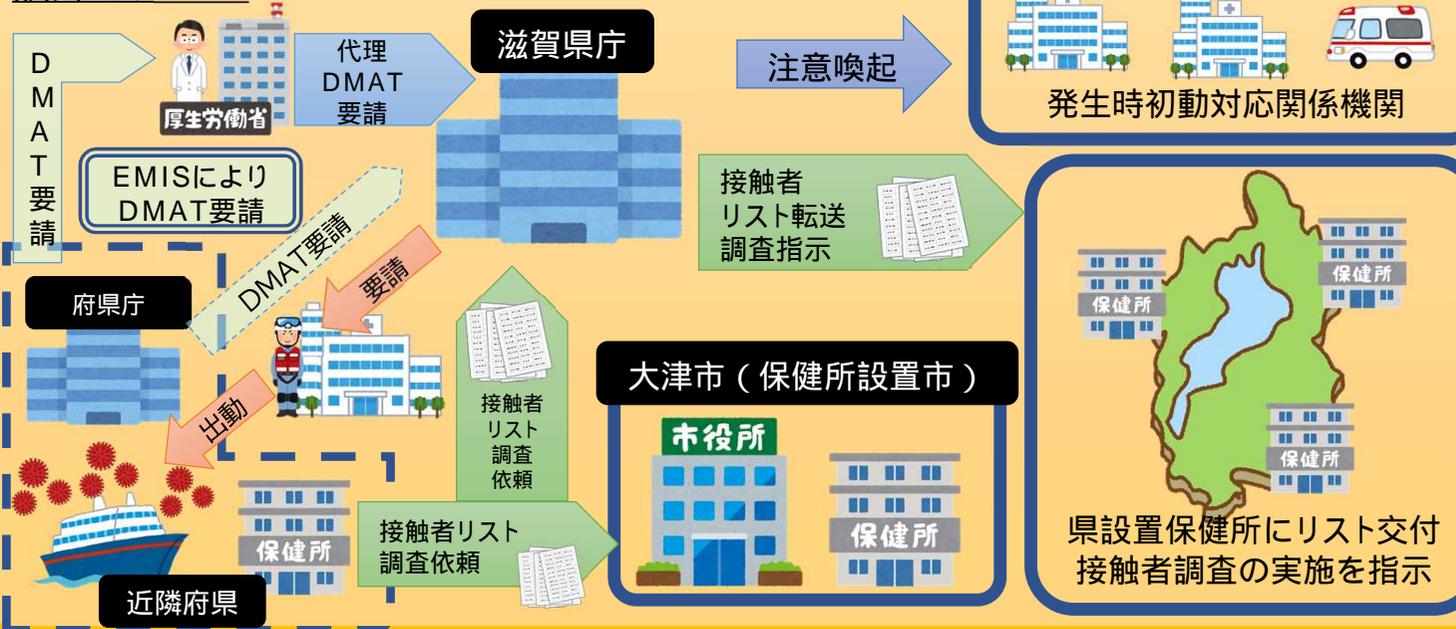


## 2ndSTAGE・・・11/27 (DMAT派遣調整等訓練)

### 前提条件等

- ・日本を出港したクルーズ船の乗客が近隣国で下船し、新型インフルエンザ等に罹患したと想定される患者が複数名いることが判明
- ・同船でアウトブレイクが発生し、帰港
- ・クルーズ船内部の全容解明のため、厚生労働省DMAT事務局より、県にDMATの派遣要請有

### 訓練イメージ



# 令和6年度感染症対策総合訓練（実働訓練）

3rdSTAGE・・・11/21

（県内で新型インフルエンザ等が発生したときの初動対応訓練）

## 前提条件等

- ・2ndSTAGEでクルーズ船停泊港を管轄している保健所から、接触者リストの送付および接触者調査依頼があり、県（東近江保健所）および大津市保健所が調査を実施したところ、発熱ありで疑似症として入院勧告を実施
- ・県内の第1種感染症指定医療機関に入院完了後は、衛生科学センター（地方衛生研究所）職員が、警察車両にて国立感染症研究所に検体搬送
- ・リスト掲載の大津市民が持病による処方薬を切らし、大津市医師会・大津市薬剤師会と連携して診断・処方箋の発行および服薬指導等の医療提供体制を構築。

